

議第39号 呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

法第48条第1項の規定により、保健所を設置する市においては、浄化槽の保守点検を業とする者（以下「浄化槽保守点検業者」といいます。）について、市長の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を条例で設けることができるとされており、本市においても、当該条例を定めて、浄化槽保守点検業者の登録制度を設けています。

条例では浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士※を置き、浄化槽の保守点検を行うときは、浄化槽管理士にさせなければならないことなどを定めています。

浄化槽については、近年、その処理性能の向上や小型化に伴う技術の高度化が進み、維持管理について新たな知識や実務上の技術の習得が必要とされていることから、法の一部が改正され、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保がなされるよう条例で定めることとされたため、浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に、浄化槽保守点検業の登録の有効期間（3年）において1回以上所定の研修を受けさせなければならないこととします。

※ 浄化槽管理士

浄化槽管理士試験に合格した者又は環境大臣が指定する者が行う講習の課程を修了した者に交付される浄化槽管理士免状の交付を受けている者で、浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事するもの

3 施行期日

令和2年4月1日